

新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型ウイルス感染症」という）の流行をめぐって、ロシア連邦においては、様々な分野において新規立法がなされ、また、各種取引や労働関係について、不可抗力や事情変更等の法解釈上の問題が生じている。本稿は、筆者がこのシリーズにおいて従前紹介してきた事項をも含め、これらの立法や法解釈について、重要かつ最新の情報を提供しようとするものである。

本稿は、次週と併せて、2回にわたって掲載する。今回は、労働関係、破産手続のモラトリアム及び反独占法の規制について紹介する予定である。

第 1 一般契約関係

1.1 不可抗力事態

新型ウイルス感染症の広がり及びそれに関して当局が定める制限措置の実施は、「非常かつ予防不可能な事態」に該当するものとして、不可抗力事態と認定され得る。当該事態のために、企業活動を行う際に債務を履行できず、又は不完全な履行を行った者は、債務不履行責任を免れることになる。なお、「不可抗力事態」は、債務の永続的・客観的な履行不能をもたらす、いわゆる「不可抗力」(force majeure)とは異なる概念であることに注意を要する。

ロシア連邦民法典第 401 条第 3 項によれば、「不可抗力事態」とは、与えられた条件の下において非常かつ予防不可能な事態であって、履行を不可能にするものをいう。このうちの「非常」とは、契約締結時、起業専門家である当事者が、このような事態が発生することを予見できず、かつ、予見すべきものではなかったが、それでも当該事態が発生したことを意味する。「予防不可能」とは、当事者がその事態の発生を予見したとしても、当該事態の発生又はその結果を回避できなかったという趣旨である（2016年3月24日付ロシア連邦最高裁判所総会決定 No.7 第8条¹⁾）。

ロシア連邦商工会議所は、外国貿易契約に関する不可抗力事態の認定を行っている。しかしながら、ロシア連邦商工会議所が不可抗力事態として認定するのは、各国における新型ウイルス感染症の流行それ自体ではなく、流行拡大を防ぐためにロシア政府がロシア国内で採る制限措置その他の特別な措置であって、これによってロシア法人が外国の取引先企業に対する契約上の債務を履行できなくなるものである。

1 Постановление Пленума Верховного Суда РФ от 24.03.2016 N 7 "О применении судами некоторых положений Гражданского кодекса Российской Федерации об ответственности за нарушение обязательств"

このほか、2020年3月14日付モスクワ市長指令 No.20-UM²は、新型コロナウイルス感染症の拡大を不可抗力事態として認めている。これによって、契約当事者が不可抗力事態の存在を主張することが一層容易になったものと思われる。

しかしながら、ロシア連邦民法典第401条第3項は、債務者の取引先の義務違反、義務の履行に必要な商品が市場にないこと、債務者が必要な資金を有していないことのみでは不可抗力事態に該当しないことを定めており、新型コロナウイルス感染症の流行を理由に不可抗力事態を主張するためには、予見し得ない同感染症の重大な影響により履行が不可能になったことを具体的に主張する必要がある。

1.2 不可抗力事態認定の効果

不可抗力事態の発生は、義務違反に対する責任を排除するが、義務自体は消滅しない。これと異なり、義務履行が永続的・客観的に不可能となった場合には、義務は自動的に消滅する（ロシア連邦民法典第416条第1項及び民法典第417条）。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための国家機関及び地方自治体の決定によって、契約上の義務の履行を阻害された場合には、債務の性質等の事情によっては、永続的・客観的不能に該当するものと裁判所で判断され、債務消滅の効果が生じることもあり得よう。

1.3 状況の本質的な変化（民法典第451条）

新型コロナウイルス感染症の流行は、契約締結時に当事者が根拠としていた状況に本質的な変化があったものと認定され得る。契約に別段の規定がある場合又は契約の本旨から別異に解される場合を除き、これは契約の変更又は解除事由となる。

状況の「本質的な変化」とは、契約の当事者が当該変化を合理的に予見し得た場合は、当該契約を締結しなかった、又は著しく異なった条件（条項）で締結したであろうと判断される変化をいう。

このような状況の本質的な変化は、容易には認定されず、裁判例は、次の状況を「本質的な変化」とは認めていない。

- ・ 金融危機と商品需要の減少
- ・ 契約の履行を妨げない法律の改正
- ・ リストラ
- ・ 為替レートの変動
- ・ 賃貸された建物の市場価値の低下及び市況の変化
- ・ インフレ
- ・ 当事者の財政状態の悪化

契約の当事者が状況の本質的な変化に伴う契約の変更又は解除に関する合意に達

2 Указ Мэра Москвы от 14.03.2020 N 20-УМ "О внесении изменений в указ Мэра Москвы от 5 марта 2020 г. N 12-УМ"

しなかった場合、当該契約は、民法所定の要件が存在するときは、利害関係を有する当事者からの請求に基づいて裁判所の決定により変更又は解除され得る。ただし、裁判例は、契約の変更又は解除の請求について否定的な態度をとる傾向にある（例えば、ルール為替レートの急激な変化によっては、本質的な変化が生じたとはいえないなど）。

第 2 賃貸借関係

2020 年 4 月 1 日に、非常事態の予防及び解消の問題に関して個別のロシア連邦法規へ変更を導入することに関するロシア連邦法律 No.98-FZ³（以下「本法律」という。）が採択された。本法律は、新型ウイルス感染症の拡大がもたらす影響に関して、国の支援策を定めたものである。不動産の賃貸借契約に関し、本法律第 19 条は、以下に述べる特例を定めている。

2.1 賃料支払の猶予義務（第 19 条第 1 項）

賃料支払の猶予は、2020 年におけるロシア連邦構成主体の領域における非常警戒又は非常事態体制の導入に関する決定を採択する前に締結された不動産の賃貸借契約を対象とするものである。

ロシア連邦構成主体は、自然的及び技術的性質の非常事態からの住民及び地域の保護に関する 1994 年 12 月 21 日付ロシア連邦法律 No.68-FZ⁴第 11 条に従って、同決定を採択する権利を有している。

賃貸人は、当該不動産の借借人からの申出があった日から 30 日以内に、2020 年における賃料支払の猶予を定める追加的合意を締結しなければならない。2020 年 4 月 3 日にロシア連邦政府が採択した政令 No.439⁵は、不動産賃貸借契約に基づく賃料支払の猶予の条件及び期間の要件を定めた。同政令の規定は、次のとおりである。

第 1 に、賃料支払の猶予を求める権利は、当該不動産の使用目的のいかんや、借借人がこれを使用する可能性があったか否かにかかわらず、ロシア連邦構成主体が本件決定を採択する前に締結されたすべての不動産賃貸借契約に適用される。例えば、モスクワ市の場合には、非常警戒体制の導入に関する 2020 年 3 月 5 日付モスクワ市長指令 No.12-UM⁶により、その基準日は、3 月 5 日になる。

第 2 に、不動産賃貸借契約の借借人は、新型ウイルス感染症の流行によって最も被

3 Федеральный закон от 01.04.2020 N 98-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации по вопросам предупреждения и ликвидации чрезвычайных ситуаций"

4 Федеральный закон от 21.12.1994 N 68-ФЗ "О защите населения и территорий от чрезвычайных ситуаций природного и техногенного характера"

5 Постановление Правительства РФ от 03.04.2020 N 439 "Об установлении требований к условиям и срокам отсрочки уплаты арендной платы по договорам аренды недвижимого имущества"

6 Указ Мэра Москвы от 05.03.2020 N 12-УМ "О введении режима повышенной готовности"

害を受けた産業で活動している組織又は個人事業主でなければならない⁷。

ロシア連邦政府は、2020年4月3日付政令 No.434⁸により、新型コロナウイルス感染症の流行によって最も被害を受けた産業のリストを承認した。このリストには、次の9産業が規定されている。

- ・ 航空運送、空港事業、自動車運送
- ・ 文化事業、レジャー及びエンターテインメント事業
- ・ フィットネス事業及びスポーツ
- ・ 旅行代理店事業及び観光分野におけるサービスを提供するその他の組織の事業
- ・ ホテル事業
- ・ 外食事業
- ・ 追加的教育組織及び非政府教育組織の事業
- ・ 会議及び展示会の組織化に関する事業
- ・ 住民に対する日常生活サービスの提供に関する事業（修理、クリーニング、理髪店・美容院サービス）

その後、ロシア連邦政府政令 No.479⁹、No.540¹⁰及び No.657¹¹により、最も被害を受けた産業のリストには、映画館、歯科診療所、美術館、動物園、食品以外の小売業、民芸品製造及び自動販売機を通じての販売業も含まれることになった。

上記の最も被害を受けた産業で活動している賃借人に対しては、次の内容の支払猶予が与えられる。

- ・ 滞納賃料は、2021年1月1日以降2023年1月1日までの間に、月に1回、均等に分割して支払われるものとする。1回の支払額は、契約の賃料月額の50%を超えてはならない。

7 2020年4月2日付ロシア連邦政府政令 No.409によれば、新型コロナウイルス感染症の流行によって最も被害を受けた産業に属するかどうかは、2020年3月1日時点において法人の統一国家登記簿又は個人従業主の統一国家登記簿に記載されている全ロシア経済活動分類（ОКВЭД）コードによって確認されなければならない。

8 Постановление Правительства РФ от 03.04.2020 N 434 "Об утверждении перечня отраслей российской экономики, в наибольшей степени пострадавших в условиях ухудшения ситуации в результате распространения новой коронавирусной инфекции"

9 Постановление Правительства РФ от 10.04.2020 N 479 "О внесении изменений в перечень отраслей российской экономики, в наибольшей степени пострадавших в условиях ухудшения ситуации в результате распространения новой коронавирусной инфекции"

10 Постановление Правительства РФ от 18.04.2020 N 540 "О внесении изменений в постановление Правительства Российской Федерации от 3 апреля 2020 г. n 434"

11 Постановление Правительства РФ от 12.05.2020 N 657 "О внесении изменений в перечень отраслей российской экономики, в наибольшей степени пострадавших в условиях ухудшения ситуации в результате распространения новой коронавирусной инфекции"

- ・ この猶予は、非常警戒又は非常事態の期間中における賃料額の全額、及び非常警戒又は非常事態の終了日から 2020 年 10 月 1 日までの間における賃料額の 50%について認められる。
- ・ 猶予される賃料については、滞納に対する罰金及びその他の罰則（違約金、ロシア連邦民法典第 395 条等）は、適用されない。
- ・ 賃貸人は、追加の支払を定めることができない。
- ・ 賃借人が共益費用を免除されていない場合、共益費用及び資産維持費は、猶予の対象とならない。

地方自治体は、その他の猶予条件を定めることができるが、上記の条件よりも賃借人の地位を不利にすることはできない。

ロシア連邦民法典第 651 条によれば、不動産の賃貸借契約は、両当事者が署名した単一の文書によって締結されなければならない。したがって、賃料支払の猶予を定める追加的合意も両当事者が署名した単一の文書によらなければならない。

本法律は、賃貸人が当該追加的合意の締結を回避する場合の法的帰結を定めていない。その場合には、追加的合意の締結の強制を求める裁判上の争いとなる可能性が高い。

さらに、賃貸借期間が 1 年を超える契約に対する追加的合意を締結する場合には、ロシア連邦民法典第 164 条第 2 項の規定に従って、これを国家登記しなければならない。当該登記がなければ、第三者に対して対抗できないが、賃貸借契約の当事者に対する追加的合意の拘束力には影響を与えず、当事者は、当該追加的合意を適正に履行しなければならない¹²。

猶予を受けようとする賃借人は、政令 No.439 に定められた猶予についての規定を出発点（賃貸借契約の当事者は、猶予の提供を賃借人にとってより有利な条件について合意することができるため）として使用して、賃貸人あてにその提案を書面で送付することができる。その際は、賃貸人が当該追加的合意の締結を回避した場合における裁判手続の可能性を考慮して、賃貸人との交渉の進捗を注意深く記録するのが適当である。また、賃貸借契約の当事者は、猶予に関する追加的合意中に、猶予された支払の返済スケジュールを定めるのが適当であろう。

2.2 2020 年における賃料変更合意の回数（第 19 条第 2 項）

2020 年にロシア連邦構成主体の領域における非常警戒又は非常事態体制の導入に関する決定が採択される前に締結された不動産の賃貸借契約の賃料額は、2020 年中のいつでも、当事者の合意によりこれを変更することができる。

この規定は、当然のことを定めたものとも思われるが、ロシア連邦民法典第 614

12 п. 5 Постановления Пленума Верховного Суда РФ от 25 декабря 2018 г. № 49 «О некоторых вопросах применения общих положений Гражданского кодекса Российской Федерации о заключении и толковании договора»

条第 3 項の誤った解釈を斥けることを明確にするためにあえて設けられたものであろう。すなわち、同項の規定については、かつて、当事者の合意によっても 2 回以上賃料を変更することが禁止されているとの解釈が一部存在した。しかし、2013 年 1 月 25 日付ロシア連邦最高仲裁裁判所総会決定 No.13 は、この解釈を明確に斥けている（ただし、当事者が一方的に賃料を変更する権利が法律又は契約によって定められている場合は、別段の定めがない限り、1 回に限られると解されている）。

2.3 賃借人の賃料の減額を請求する権利及び一方的解約権

不動産賃貸借契約の賃借人は、当該不動産を利用できないことに関して、2020 年の期間における賃料の減額を請求する権利を有する。当該不動産を利用できないという事実は、上記ロシア連邦構成主体の領域における非常警戒又は非常事態体制の導入に関する決定の採択されたことに関連するものでなければならない。

本項は、第 19 条第 1 項と異なり、賃借人の権利を定める形をとっている。当該規定の内容のみに基づけば、請求を受けた賃貸人がこれを拒否する可能性は排除できないとも思われる。

また、本項は、賃料減額の程度を定めていない上、不動産利用の一部が不可能となった場合（例えば、レストランにおいて、店内での飲食の提供が許されない一方、持ち帰りの注文への対応は許されている場合など）の取扱いについても、明確に定めていない。これらの結果、不動産賃料をめぐって、多数の訴訟が提起されることが予想される。

2020 年 6 月 8 日付ロシア連邦法律 No.166-FZ¹³により、賃借人に賃貸借契約の一方的な解約権が与えられた。

これによれば、賃借人は、次の事由がある場合、1 年までの期間の賃料の減額を請求する権利を有する。賃貸人がこれに同意しない場合、賃借人は、2020 年 10 月 1 日までに賃貸借契約を一方的に解約することができる。ただし、この場合において、保証金は賃貸人が取得する。

- (1) 賃借人は、中小企業でなければならない。中小企業とは、次の条件に該当するものである。
 - ・ 労働者の人数が 250 人以下
 - ・ 年間売上額が 20 億ルーブル未満
 - ・ 中小企業ではない者の出資の割合が 49%以下
 - ・ 国家又は NPO の出資の割合が 25%未満
- (2) 賃借人は、新型コロナウイルス感染症の流行によって最も被害を受けた産業に従事する者でなければならない（上記 2.1 参照）。

13 Федеральный закон от 08.06.2020 N 166-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в целях принятия неотложных мер, направленных на обеспечение устойчивого развития экономики и предотвращение последствий распространения новой коронавирусной инфекции"

- (3) 賃貸借契約は、ロシア連邦構成主体の領域における非常警戒又は非常事態体制の導入に関する決定が採択される前に締結されていなければならない。
- (4) 賃貸借契約は、期間を定めたものである必要がある。期間の長短は問わない。
- (5) 賃貸借契約は、次の物について締結されていなければならない。
- ・ 建物
 - ・ 設備
 - ・ 非居住施設
 - ・ 上記の物の一部

2.4 モスクワでの追加な支援措置

2020年3月31日付モスクワ市政府指令 No.273-PP¹⁴は、非常警戒体制の下で賃借人を支援する追加の措置が定めた。

政府は、特定の事業を行っている賃借人に対して、事業が停止された月の1日から事業の停止期間が終了した月の最終日（ただし、2020年7月1日より前ではない）までの期間につき、モスクワ市が所有する土地区画の賃貸借契約に基づく賃料の支払を免除した。しかし、賃借人は、次の条件に該当しなければならない。

第1に、賃借人は、文化、体育とスポーツ、展示会、娯楽、教育、国民のレジャー及び社会教育活動、観光、ホテルサービスの提供、飲食事業、国民に対する販売及び日常サービスの提供を事業として実施する者でなければならない。

第2に、賃借人の当該事業は、非常警戒体制の導入に関する2020年3月5日付モスクワ市長指令 No.12-UM に従って停止されたものでなければならない。

以下、次号に続く。

ジュロフ・ロマン
ロシア連邦弁護士

14 Постановление Правительства Москвы от 31.03.2020 N 273-ПП "О внесении изменения в постановление Правительства Москвы от 24 марта 2020 г. N 212-ПП"